九、品物破損料辨償。償反對

一〇爭議中の日給を支給すること

一一爭議費用全部支出すること

一二雇主に於て一切暴力敢行せざること

一三爭議に依る犠牲者を絶對に出さぬこと

4

爭議團並に應援團体其後の動靜

福岡消費組合を中心とする在福無產團体協議會は十日夜協議會を開催し爭議團應援目的貫徹の爲次の運動方針を決定したのである

一、毎日交渉すること

二、交渉委員は可成交替すること

三、交渉は夜間とし雇主の自宅に於てなすこと

四、第三者の調停を拒絶し直接雇主と折衝すること

五、決議文を作成し大衆動員を行ひ雇主の自宅に押掛け

財團法人 協調會福岡出張所